

【資料2】 アナログ規制改革への取組について

デジタル化推進本部事務局
(総務部 情報戦略課)

【本資料概要】

- ◆P 2～：アナログ規制改革の取組について
- ◆参考資料：＜参考資料○＞各所属回答結果

【本資料に対してご意見をいただきたい点】

◆アナログ規制改革への取組について

- ・今後、各所属における事業・作業について、国の動向に合わせて、アナログでしか行っていないものをデジタルでも行えるよう、準備を進めていただきます。その際に懸念となる点についてご意見ください。

概要

- 第7回本部会議付議後、各所属に条文チェックの依頼を展開。
各課回答をとりまとめた結果、以下のとおり
- ※今後解釈齟齬等がないか精査する中で、区分変更により数値が変更する可能性あり
- ※今回の各課回答から「見直しの方向性」を変更していただくことも想定

見直しの方向性	回答件数
a-1.要見直し（条文の改正が必要）	35
a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	1
a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	11
b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	251
b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	98
c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	226
c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	91
d.継続検討	17
アナログ規制に該当しない	820

- ① 今後の取組方針は別途法務課と通知を行いますが、以下をご留意ください。
- ② 実施の際に取りまとめを行う際は、事務局から指示を行います。

a (要見直し) を選択した条文

⇒ 随時見直しを行ってください。

※特に、条例改正を行う場合、時期を意識して取組を進めてください。

※条文の見直しを行わない場合についても、その取り組みがデジタルで実施可能な旨の周知を実施してください。

b (見直し不要) を選択した条文

⇒ 積極的なデジタル技術の活用を推進してください。

c (見直し否) を選択した条文

⇒ 今後の新技術開発の動向や他市取組をチェックし、デジタル技術の活用が行える素地がでてきたときにスムーズにアナログ規制改革の取組を開始できるよう、意識してください。

d (継続検討) を選択した条文

⇒ 随時事務局にご相談いただき、方向性をご検討ください。

※デジタル庁等と事務局(情報戦略課)の調整により、各所属からの回答内容をご変更いただき、より強くアナログ規制改革を行っていただく場合もございます。

※条例・規則以外(例：各所属の作業要綱・実施要綱等)でアナログ規制が生じていないか、等は引き続き各課で確認を実施してください。

※次年度以降、年に1回程度進捗確認の照会を実施し、デジタル化推進本部会議でも議論する予定です。